

(仮称) 二宮町男女共同参画プラン (第 2 次) の策定方針 (案)

1. 策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は、「男女共同参画社会基本法 (平成 11 年法律第 78 号)」により、わが国の 21 世紀の最重要課題として位置付けられたものであり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国においては「男女共同参画基本計画 (現行は「第 3 次男女共同参画基本計画 (平成 22 年 12 月)」)」が策定され、法律に基づく 5 つの基本理念に則った各種取組みが推進されております。また、都道府県においても区域における男女共同参画社会の形成促進を図るため、国の計画を勘案した計画の策定が義務付けられており、神奈川県では「かながわ男女共同参画推進プラン (第 2 次) (平成 20 年 3 月)」が策定されています。

市町村においても上位計画を勘案した「市町村男女共同参画計画」を定めることに努めなければならないと規定されていることから、二宮町では、町における男女共同参画社会の実現に向けた具体的な行動指針として、平成 15 年度～平成 24 年度までの 10 年間に計画期間とする「二宮町男女共同参画プラン (平成 15 年 3 月)」を策定し、当該プランを「にのみや総合長期プラン」に位置付けて、各種の施策の推進に取り組んでまいりました。

この間にも、日本経済の低迷や高齢化の一途をたどる社会情勢に加え、国際的な連携・協調を必要とする機運が高まりを見せており、町の目指す「一人ひとりが多様な生き方ができる男女共同参画社会の実現」は、さらに重要なものとなりました。

この度、現行のプランが平成 24 年度をもって期間を終えることに伴い、これまでに取組んだプランの成果や課題、日々変化する社会情勢や上位計画の動向を踏まえた平成 25 年度からの「(仮称) 二宮町男女共同参画プラン (第 2 次)」を新たに策定いたします。

2. プランの名称

本プランの名称は、「二宮町男女共同参画プラン (第 2 次)」とします。

※ 法律上の正式名称は「二宮町男女共同参画計画 (第 2 次)」。

3. プランの期間と構成

(1) 計画期間

平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とします。

(2) 総合計画上の位置付け

現在策定中の次期総合計画に位置付けます。

※ 現行「にのみや総合長期プラン」上の位置付け

重点プラン	5	町民みんなの個性輝きプラン
施策	4	男女共同社会の実現

### (3) 計画の構成

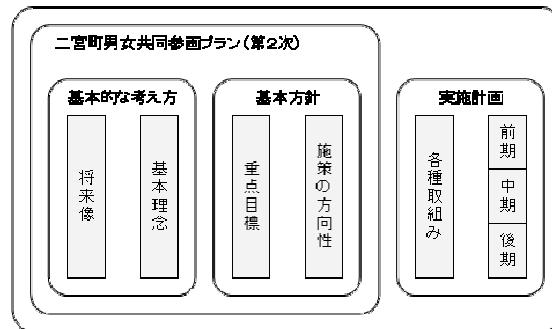
本プランは、「基本的な考え方」と「基本方針」から構成します。

#### ① 基本的な考え方

- ・ 町が目指す男女共同参画社会の「あるべき姿（将来像）」と、それを  
実現するための「考え方（基本理念）」を定めます。

#### ② 基本方針

- ・ 「基本的な考え方」に基づく「重点目標」と、「施策の方向性」等の  
内容を定めます。



### 4. 策定にあたっての基本姿勢

- (1) 町の特性を活かした独自性のあるプラン
- (2) 前プランの成果や課題を踏まえたプラン
- (3) 国や県の上位計画や社会動向を勘案したプラン
- (4) 取組みの成果がわかりやすいプラン
- (5) 具体的な目標が掲げられた実効性の高いプラン
- (6) 幅広い意見（意識アンケート・意見募集）が反映されたプラン

### 5. プランの推進体制

#### (1) 推進組織

プランの実行を着実に円滑なものとするため、「二宮町男女共同参画プラン推進連絡会」、「二宮町男女共同参画プラン庁内連絡会議」による推進を図ります。

##### ① 二宮町男女共同参画プラン推進連絡会

(町内各団体・事業所から推薦された者、学識経験者、一般公募者により構成)

- ・ 二宮町男女共同参画プランの推進及び啓発に関すること。
- ・ その他男女共同参画の推進に関すること。

##### ② 二宮町男女共同参画プラン庁内連絡会議

(町職員により構成)

- ・ 二宮町男女共同参画プラン実施計画策定に関すること。
- ・ 二宮町男女共同参画プランの推進に関する情報交換及び連絡調整に関する  
こと。
- ・ その他男女共同参画の推進に関すること。

(2) 町民、事業者、行政の役割

男女共同参画社会の実現には、町民、事業者、行政がそれぞれの役割を担うとともに、お互いに連携協力し合うことが不可欠であることから、推進におけるそれぞれの役割を定めることとします。

① 町の役割

- 男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施していきます。

② 事業者の役割

- 男女共同参画社会の基本理念にのっとり、町の施策も踏まえ、その事業活動を行います。

③ 町民の役割

- 男女共同参画社会の基本理念にのっとり、町の施策も踏まえ、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、その活動を行います。

6. プランの評価

プランの評価は、総合長期プランの行政評価による男女共同参画事業全般の評価の他、具体的な取組みの内容を定めた「実施計画」を定め、ローリング方式による把握・検証・改善を図ります。

7. 策定スケジュール

内容 \ 月日	平成23年度												平成24年度											
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
進捗状況調査	実施	まとめ											実施	まとめ										
庁内連絡会議	第1回		第2回			第3回		第4回		第5回			第1回	第2回			第3回		第4回					
推進連絡会		第1回	第2回			第3回		第4回		第5回			第1回	第2回			第3回		第4回					
アンケート				調査	集計																			
プラン								骨子		素案	案			修正1			修正2	最終案						
意見募集														募集	まとめ									